

群馬の高校生へ

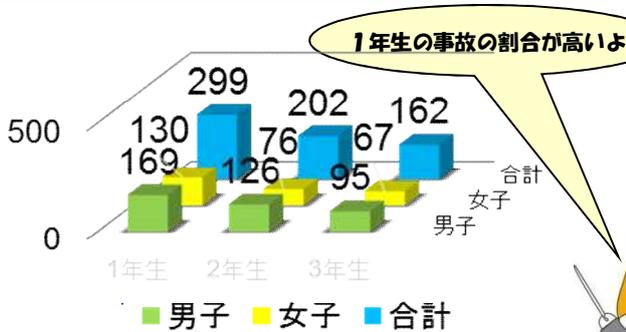
ストップ! 群馬の自転車事故

群馬県教育委員会



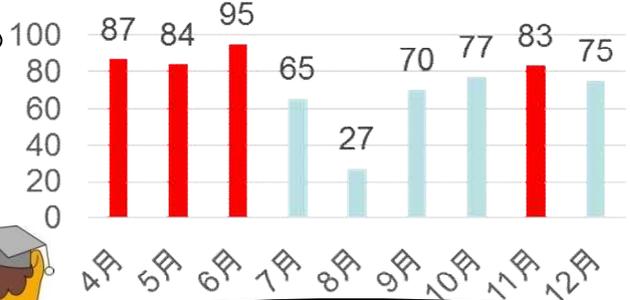
群馬県警察本部によると、平成28年（1月～12月）本県では、1944件の自転車対自動車の事故が発生しており、そのうち633件(32.6%)*が高校生の関係したものとなっています。
全国的に見て本県は、自転車事故総数に占める高校生の割合が非常に高く、大きな課題となっています。
※県警察本部交通企画課統計

学年別(全日制)自転車に関係する事故発生件数(H.28.4～12月)



(健康体育課調べ)

自転車に関係する月別事故発生件数(H.28.4～12月)



(健康体育課調べ)

「群馬県の高校生」として、あなたはこの状況をどう思いますか。

自転車マナーアップ

しっかり守りましょう!

自転車は車両です。自転車の交通ルールを守り、安全に利用しましょう!
危険なルール違反を繰り返した場合は、『自転車運転者講習』(3時間・5,700円)を受けなければなりません。
※5月は、自転車マナーアップ強調月間。毎月15日は、自転車マナーアップデー。



信号を守りましょう!

一時停止をしましょう!

夜間はライトをつけましょう!

歩道は歩行者優先!

自転車が歩道を通行できる条件

- ①道路標識や道路標示で指定された場合
- ②運転者が13歳未満・70歳以上・障害者など
- ③車道や交通の状況から見てやむを得ない場合

大人も子供もヘルメットをかぶりましょう!

自転車は車道左側をはりましょう!

○原則は車道通行

危険運転はやめましょう!

○並列走行 ○携帯電話の使用 ○二人乗り ○傘差し

交通事故防止のための2つのポイント

① 一時停止の徹底



重大事故に繋がる恐れ

高校生の自転車事故の原因としては「正しい運転中」が半数以上を占めているものの、「前方不注意」や「信号無視・一時停止違反」といった高校生側に責任の事故も多く発生しています。特に「一時停止不履行」は重大な事故に繋がる恐れがあるので注意が必要です。

また、もし、自転車により歩行者等にけがを負わせてしまった場合、「刑事責任」を問われたり、被害者に対する高額な「賠償責任」を負わなければならない場合もあります。自転車は車両であることを自覚し、被害だけでなく、加害事故防止の視点も忘れてはいけません。

② 加害事故の防止



多額の賠償責任

もう一度ルールの確認!

自転車安全利用五則

- 1 自転車は、車道が原則、歩道は例外
- 2 車道は左側を通行
- 3 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行
- 4 安全ルールを守る
 - 飲酒運転・二人乗り・並進の禁止
 - 夜間はライトを点灯
 - 交差点での信号遵守と一時停止・安全確認
- 5 子どもはヘルメットを着用

(平成19年7月10日中央交通安全対策会議交通対策本部決定)

あなたは、交通ルールを守れていますか。
「自転車通学 安全チェックシート」で自分自身の交通行動について振り返ってみましょう。

ポイント

交通事故は、人的要因・車両的要因・環境的要因の3つの要因が関わって起こります。交通事故を防止するには、安全運転に心がけることはもちろんのこと、自転車の整備や通学路の危険箇所の把握等が不可欠です。

また本県は、1世帯あたりの自動車保有率が全国トップクラスであり、自動車免許保有率においては全国で最も高いといわれています。自転車事故防止については、これら群馬県の交通環境全体を捉えた上で、加害・被害の両面から自分自身の交通行動について考える必要があります。

万一の加害事故に備えて…



自転車による加害事故への対応として、県高等学校保護者連絡会が団体契約している「高校生総合補償制度」や公益財団法人日本交通管理技術協会による「自転車安全整備制度(TSマーク)」等の損害賠償保険制度があります。いずれも任意での加入ですので、その他の保険も含めて、万一の加害事故に備えて各家庭で相談しましょう。

高校生総合補償制度

賠償内容		保険金額
他人第三者への賠償補償	個人賠償責任	誤って他人にけがを負わせたり、他人の財物を壊してしまい、法律上の損害賠償責任を負った時 1事故につき5,000万円
	入院保険金日額 手術保険金 通院保険金日額	学校や通学途上、ならびに家庭などで不慮の事故によって傷害を被った時 入院手術:入院保険金日額の10倍 外来手術:入院保険金日額の5倍 通院1日につき900円

TSマーク

TSマークの種類と付帯保険の補償内容	
第一種TSマーク(青マーク)	第二種TSマーク(赤マーク)
○入会15日以上 (年額) 1万円 ○死亡・重傷後遺障害(1〜4級) (総額) 500万円	○入会15日以上 (年額) 10万円 ○死亡・重傷後遺障害(1〜4級) (総額) 1,000万円
○死亡・重傷後遺障害(1〜7級) (総額) 1,000万円	○死亡・重傷後遺障害(1〜7級) (総額) 5,000万円
	○入会15日以上 (年額) 10万円



※それぞれの保険内容等については、それぞれの保険会社等へ直接確認すること

「群馬県の高校生」として、あなたはどのように行動していったらよいと考えますか。

ストップ!
群馬の
自転車事故



僕たち・私たちの力で、**群馬県の安全な交通社会**を実現させましょう!!